

福島第一原発事故被災自治体が策定した復興計画の比較分析

Comparative Analysis of Disaster Reconstruction Plans Formulated by Municipalities
Affected by the Fukushima Nuclear Accident

辻岳史^{*1}, 松薦祐子^{*2}
Takashi TSUJI, Yuko MATSUSONO

福島第一原発事故後に全町村避難を実施した被災8自治体を対象として、復興計画に記載された復興の理念・目標と、復興の枠組みと手段としての住民参加の実態を分析した。分析の結果、①復興の基本理念・基本目標は複数の自治体で類似していたものの、町村外復興拠点の位置づけは自治体間で差異がみられたこと、②復興計画策定過程の住民参加について、策定委員会の構成と住民参加手法は自治体間で差異がみられたこと、③被災自治体の復興計画策定過程で、村外企業・コンサルタントが政策形成・政策実施の両面で影響力を行使しうることが明らかになった。被災自治体の復興計画は環境汚染の影響、場所と人の不一致という前提条件のもとで、政府の復興政策の方針に影響を受ける。福島第一原発事故の被災自治体が策定した復興計画は、計画策定過程の住民参加を通じて自治体と住民が合議と譲歩を重ねるなかで、復興の理念・目標と住民参加の形態が揺らぎ続けることに特徴づけられる。

キーワード: 福島第一原発事故、被災自治体、復興計画

Keywords: the Fukushima nuclear accident, disaster affected municipality, disaster reconstruction plan

1. はじめに

2011年の東日本大震災発災後、東北3県（岩手県・宮城県・福島県）の全127市町村のうち、65（51%）市町村が復興計画を策定した¹⁾。被災自治体の復興計画に共通する5つの構成要素として①復興の理念と将来像、②津波に対する空間設計の方針、③産業・福祉・教育等の個別施策の体系的整理、④復興を推進する重点プロジェクト、⑤地域・集落ごとの詳細な個別計画が指摘されている²⁾。また被災自治体間で復興計画の構成要素に共通性がある背景として、国土交通省の直轄調査が指摘されている。本調査は国土交通省が被災自治体に被害の詳細情報および被災状況をふまえた復興パターン・手法を提示して、被災自治体の復興計画の素案作成に踏み込むものであった³⁾。本調査は、被災自治体が復興計画策定にあたって国・都道府県の復興政策方針と、方針に則した政策支援を参照せざるをえないことを示している⁴⁾。

他方で、復興計画は災害前の地域社会におけるまちづくりの理念・目標だけではなく、被害の規模や質、地形的・地理的制約、産業・観光資源等をふまえて検討されるため、その内容は地域ごとに多様になる⁵⁾。そのため、被災自治体が策定する復興計画の構成要素と内容を論じるうえでは、自治体間の共通

性と差異の双方に焦点を当てる必要がある。

特に、福島第一原子力発電所事故（以下、「福島第一原発事故」と表記）の被災自治体は、放射性物質の半減期に依拠して長期にわたり環境汚染の影響を受けているため、汚染の実態把握¹⁾と環境回復に時間と労力を費やすざるを得ない。また広域避難に伴い、住民と行政機能が町村外にある状況で復興計画を策定せねばならず、計画策定過程の住民参加に困難が伴う。これらが、福島第一原発事故の被災自治体が策定した復興計画の共通性と差異を裏付ける前提条件であると考えられる。

本論文では、福島第一原発事故後に全町村避難を実施した被災8自治体の復興計画に記載された復興の理念・目標と、復興の目標を達成するための枠組みと手段を比較分析する。分析にさいして、理念・目標は町村外復興拠点の位置づけ、枠組みと手段は復興計画策定過程の住民参加に焦点を当てる。この分析を通じて、本論文では福島第一原発事故の被災自治体が策定した復興計画の特徴を考察する。

2. 福島第一原発事故被災自治体と政府の復興政策

福島第一原発事故の被災自治体は特に、国・都道府県の復興政策の影響をうけている。被災自治体の

*1 国立環境研究所福島地域協働研究拠点 主任研究員

Senior Researcher, Fukushima Regional Collaborative Research Center, National Institute for Environmental Studies

*2 淑徳大学アジア国際社会福祉研究所 客員研究員

Visiting Researcher, Asian Research Institute for International Social Work, Shukutoku University

復興計画に重大な影響を及ぼしたのは、避難指示区域の設定・再編・解除である。政府は2011年4月22日に、ICRP（国際放射線防護委員会）の基準値（年間積算線量20～100mSv）を参考にして、福島第一原発からの距離に応じて三区分の避難区域（警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域）を設定した。2012年4月1日には住民の帰還にむけた環境整備と地域の復興再生を進めるため、年間積算線量に応じて警戒区域・計画的避難区域を、帰還困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域に再編した。

警戒区域・計画的避難区域の11自治体は2012年1月1日に除染特別地域に指定され、以降、国が直轄除染を進めている。福島復興政策は除染を復興の起点かつ基盤に位置づけたうえで、避難指示区域内では

「将来的な帰還」を前提として「被災者の復興＝生活の再建」と「被災地の復興＝場所の再生」を同時に実現する法的・制度的状態の創造を目指す⁶⁾。避難指示区域を含む自治体では「被災地の復興＝場所の再生」を促す復興政策が展開され、次に示す事例のように政府による政策的・財政的支援は手厚い。

第一に、福島イノベーション・ココスト構想（以下、「イノベ構想」と表記）である。本構想は、原発事故の被害を受けた双葉郡及び周辺地域の15自治体を対象に、福島県浜通り地域等の産業や雇用を回復するため、新たな産業基盤の構築を目指す。構想では廃炉・ロボット・エネルギー・農林水産等の分野におけるプロジェクトの具体化が進められている。

第二に、特定復興再生拠点である。被災自治体は「特定復興再生拠点区域復興再生計画」を作成したうえで、内閣総理大臣の認定取得後、区域内の帰還環境整備にむけた除染・インフラ整備を集中的に行う。同計画は2017～2018年度に帰還困難区域を含む6自治体（双葉町・大熊町・浪江町・富岡町・飯館村・葛尾村）で策定され、6自治体は同計画に基づいて、区域内に宅地・公営住宅、産業振興施設、文化・交流施設、農業生産基盤等の整備を進めている。

避難指示区域は原子力災害対策特別措置法に基づいて設定され、イノベ構想と特定復興再生拠点は2017年5月19日の福島復興再生特別措置法一部改正により制度化された。この立法措置は、被災自治体が避難指示区域の設定・再編・解除および「被災地の復興＝場所の再生」を目指す政府の復興政策の影響下にあることを示している。東日本大震災の被災自治体が策定した復興計画は①復興計画・実施計画等改定無し型、②復興計画改定無し・実施計画見直し型、③復興計画改定型に区分される¹⁾。福島第一原

発事故の被災自治体の多くは③の類型に位置づけられ、復興法制度の改正や政府が復興政策方針を提示する時期に対応して、復興計画を改定している。

3. 方法

3.1 対象地域

本論文は8自治体（大熊町・双葉町・富岡町・浪江町・飯館村・楢葉町・川内村・葛尾村）を対象とする。8自治体は全町村避難を経験しており、環境汚染、住民参加の困難、国・都道府県の復興政策の影響の観点から、福島第一原発事故の被災自治体が策定した復興計画の特徴を考察するのに最適な事例である。8自治体は避難指示区域の設定・再編・解除の時期が異なり、住民の避難や除染・インフラ整備が長期に及ぶ自治体もあれば、それらの期間が短い自治体もある⁷⁾。さらに人口回復と住民の帰還状況は自治体間で差異があり、比較的早期に避難指示が解除された自治体で人口回復と住民の帰還が進んでいる⁸⁾。山川充夫は避難指示区域を含む自治体を、指示種類と空間的範囲により0:避難区域の指示がなかった地域、1:居住制限区域が部分的に指示された地域、2:居住制限区域が大部分に指示された地域、3:帰還困難区域や居住制限区域がほぼ全面的に指示された地域に分類した⁹⁾。次章以降、山川の類型に則して8自治体を分類のうえ、復興計画の特徴を観察する。

なお東日本大震災における被災自治体の復興計画を分析した研究の多くは、一時点の復興計画（一次計画または二次計画）を分析している⁵⁾¹⁰⁾。本論文では福島第一原発事故の被災自治体は復興計画改定型が多いことをふまえて、第4章で復興計画の自治体間比較分析を実施して、第5章で飯館村を事例として単一自治体の復興計画の時系列比較分析を実施する。第5章で復興状況に応じて復興計画を複数回改定した飯館村の事例分析を実施することで、時系列で計画内容の変化と連続性を明らかにすることができる。

3.2 分析対象とする復興計画と調査方法

P.バークとT.カンパネラは、行政組織が復興計画を策定する主な目的として①災害発生後の地域社会における将来ビジョンの提示、②ビジョン達成のための方向性を定める枠組みの提供、③短期的な復興に関する行動に、長期的な復元力に関する考察を加えることで、社会的に公正で、経済的に実行可能で、環境に適合し、ハザードへの脆弱性を少なくする再開発を促進する、④より広範な地域、国の災害対応・復興政策に関連させ、コミュニティが目指す復興の「全体像」を象徴する、の4点を挙げた⁴⁾。牧紀男は

復興計画の役割として①復興後にまち全体はこんな姿になるのだ、というビジョンの提示、②どこまで復興が進んだのか、考えた方向に復興は進んでいるのかということの道しるべ、を挙げた¹¹⁾。本論文ではこれらの議論を参照して、復興計画を「災害発生後の被災地域社会における復興の理念を体現するとともに、地域社会が復興の目標を達成するための枠組みと手段を示した行政計画」と定義する。

調査方法について、各被災8自治体のウェブサイトから復興計画入手し、計画に記載された内容を精読し情報を整理した。ただし公開された復興計画から得られる情報が限られることがあるため、その場合は関連する行政資料や、各自治体の復興計画策定過程を検討した先行研究を参考して情報を補足した。

3.3 分析項目

本論文では先述の定義に則して、復興計画の中核要素である復興の理念・目標と、復興の目標を達成するための枠組みと手段を分析する。復興の理念や目標を端的に示す言葉は「復興スローガン」と呼ばれる。復興スローガンは復興をめぐる種々のコミュニケーションにおけるシンボルとして扱われ、被災や復興状況の再定義によって、復興の取り組みに対して人々の動員を促す役割を果たす¹⁰⁾。次章では8自治体の復興スローガン（基本理念・基本目標）の共通性と差異を分析する。その際、福島第一原発事故の被災自治体が策定した復興計画の前提条件である人（避難住民）と場（行政区域）の不一致をふまえて¹²⁾、町村外復興拠点（町村外コミュニティ）の復興計画における位置づけを確認する。被災自治体は政府の避難指示以前から独自に住民への避難指示・誘導を行っていた¹³⁾。その後も、避難指示解除を急ぐ政府の意向にただ従うのではなく、被災地の実情や解除要件が十分に住民の安心を培うものかを見極めながら、慎重に判断を下していた¹⁴⁾。この点を考慮すると、町村外復興拠点の整備は、政府の帰還政策と拮抗して、被災自治体が目指すオルタナティブな復興の理念・目標であると理解できる。

復興の目標を達成するための枠組みと手段として、本論文では第4章・第5章で復興計画策定過程における住民参加を分析する。自治体は住民参加を通じて広く多様な人々を復興計画策定過程に巻き込むことで、現実的で住民の実情に適合した課題解決策を提案できる¹⁵⁾。東日本大震災でもほぼ全ての被災自治体が復興計画策定過程で住民参加を適用している²⁾。

復興計画策定過程における住民参加の場として、復興計画策定委員会・審議会（以降、「策定委員会」

と表記）」がある。策定委員会は被災自治体が用いる中核的手法であり³⁾、復興計画の策定に関与する様々な主体（行政、地域事業者、各種民間団体、地縁的組織等）の結節点となる。復興計画の策定主体として策定委員会を位置づけた自治体もあれば（釜石市）、復興計画の策定にむけた住民の意見聴取のために設置した自治体（東松島市）もあり、被災自治体は様々な目的で策定委員会を設置する¹⁾。

住民参加の観点から重要なのは、被災自治体の策定委員会が誰により構成されるかである。策定委員会は行政当局が計画策定に際して意見を聞くべき相手と認定した権力の所在であり、地域の政治構造を反映する¹⁶⁾。震災前の政治構造を反映して、策定委員会の構成は自治体ごとに多様になる。なお復興事業や地域の自然・経済・社会環境への専門的助言を得ることを期待して、内閣府の調査に解答した被災自治体（東日本大震災で復興計画を策定した57市町村）の79%が有識者（大学・研究機関の研究者等）を策定委員会の委員に任命している¹⁷⁾。策定委員会への有識者の参画はすでに一般的になっている。

さらに、被災自治体は復興計画の策定過程で様々な住民参加手法を用いる。前掲の内閣府調査では、対象57市町村の63.1%が住民説明会を開催しており、住民説明会は一般的な手法になっている¹⁷⁾。また釜石市のように、策定過程で住民参加型のワークショップや各地区での住民懇談会を開催し、住民から直接、復興計画への意見・要望を収集した自治体もある¹⁸⁾。

福島第一原発事故の被災自治体における住民参加について、松岡俊二は「福島浜通りの地方自治体は、住民説明会の開催といった従来型手法にもっぱら依存してきており、専門家と住民との「対話の場」を形成する社会的能力は低い」と消極的に評価している¹⁹⁾。今井照も被災自治体の復興計画策定に際しては時間的余裕がなく、広範な市民参加がなされなかつたと消極的に評価している¹³⁾。ただし、被災自治体が復興計画の策定過程でどの程度の水準で住民参加を適用したかを俯瞰・比較した研究はみられない。本論文では第4章・第5章の分析を通じて、先行研究が残した上記の課題に対処する。

4. 復興計画の自治体間比較分析

4.1 復興計画の策定状況

表1に、8自治体の復興計画策定状況を示した。復興構想・復興ビジョンは、双葉町を除く7自治体が策定した。原発事故被災自治体は、住民の避難誘導、避難所の設営・運営、仮設住宅の建設という緊急期

表1 復興計画の策定状況

	地域類型 (山川 2021)	復興構想・復興ビジョン	復興計画（第一次）	復興計画（第二次）	第二次以降の復興計画 その他復興に関連する計画
大熊町	3	大熊町復興構想 (2011年10月)	第一次大熊町復興計画 (2012年9月)	大熊町第二次復興計画 (2015年3月)	大熊町復興まちづくりビジョン（2014年3月） 大熊町第二次復興計画改訂版（2019年3月）
双葉町	3	—	双葉町復興まちづくり計画（第一次） (2013年6月)	双葉町復興まちづくり計画（第二次） (2016年12月)	双葉町復興まちづくり長期ビジョン（2015年3月） 双葉町復興まちづくり計画（第三次）（2022年6月）
富岡町	3	富岡町災害復興ビジョン (2012年1月)	富岡町災害復興計画（第一次） (2012年9月)	富岡町災害復興計画（第二次） (2015年6月)	富岡町復興まちづくり計画（2014年3月） 富岡町再生・発展の先駆けアクションプラン ～復興拠点整備計画～（2015年9月） 富岡町災害復興計画（第二次）後期（2020年3月）
浪江町	3	浪江町復興ビジョン (2012年4月)	浪江町復興計画（第一次） (2012年10月)	浪江町復興計画（第二次） (2017年3月)	浪江町復興まちづくり計画（2014年3月） 浪江町復興計画（第三次）（2021年3月）
楢葉町	3	楢葉町復興ビジョン (2012年1月)	楢葉町復興計画（第一次） (2012年4月)	楢葉町復興計画（第二次） (2013年5月)	楢葉町帰郷計画（2014年3月） 楢葉町復興計画（第二次）第二版（2016年1月） 楢葉町復興計画（第二次）第三版（2019年9月）
飯館村	2	までいな希望プラン (2011年6月)	いいたてまでいな復興計画（第1版） (2011年12月)	いいたてまでいな復興計画（第2版） (2012年8月)	いいたてまでいな復興計画（第3版）（2013年6月） いいたてまでいな復興計画（第4版）（2014年6月） いいたてまでいな復興計画（第5版）（2015年6月）
葛尾村	2	葛尾村復興ビジョン (2012年2月)	葛尾村復興計画（第一次） (2012年12月)	—	復興まちづくり事業化計画「かつらお再生戦略プラン」 (2014年6月)※2019年1月一部修正
川内村	1	川内村災害復興ビジョン (2011年9月)	川内村復興計画 (2013年3月)	—	川内村における緊急時避難準備区域解除に係る復旧計画 (2011年9月)

出典：各自治体の復興計画を参照して筆者作成

の業務に目途がついた後に、構想・ビジョンの策定に着手した¹³⁾。飯館村が最も早く策定し（2011年6月）、浪江町が最も遅く策定した（2012年4月）。なお、浪江町を除く6自治体は2011年度内に策定した。

大熊町は、2011年6月3日に復興構想検討委員会を開催し、復興構想の策定に着手した。復興構想の策定動機は、政府が何をいつまでにするという時間軸を示さないなか、不安を抱える町民に町としての復興の方針・ロードマップを示すことであった。構想では「町に帰って復興を目指す。その間は住民支援を続けていく」との方針が示された。町職員であった石田仁は構想を「いつまでにできるという具体性はなかった」と振り返る²⁰⁾。2011年度中は、他自治体も大熊町と同様の状況にあったと推察される。

第一次計画は8自治体すべてが策定した。策定期間は、飯館村（2011年12月策定）を除く7自治体が、2012年度（2012年4月）以降に策定した。前掲の内閣府調査の対象57市町村のうち、岩手県・宮城県では全市町村が2011年12月までに第一次計画を策定している点をふまると¹⁷⁾、8自治体の策定期間は飯館村を除いて遅い。この背景には、政府が除染と避難指示区域の見直しの方針を示したのが2012年以降であったことが挙げられる。2012年1月1日に8自治体は除染特別区域に指定され、政府が国直轄除染の方針を示した。さらに2012年4月1日に避難指示区域が再編された。8自治体の第一次復興計画は、こうした政府の復興政策の方針をふまえて検討されたと考えられる。

第二次計画は、8自治体中、葛尾村・川内村を除く6自治体が策定した。策定期間は2012年8月（飯館村）

から2017年3月（浪江町）と4年余りの差がある。策定期間に差が生じた背景として、第一次計画策定後に自治体の計画策定手続きが多様化したことが挙げられる。第二次計画を策定した6自治体は策定期前に他の復興関連計画、第二次計画改訂版、第三次以降の計画を策定するなど、除染や住民帰還等の状況をふまえて計画の見直しや改定を行っていた。

4.2 第一次復興計画の比較分析

表2に、8自治体の第一次復興計画における復興の理念・目標を示した。復興スローガンのうち、基本理念は富岡町を除く7自治体が掲げた。町村民の生活再建と地域復興の同時達成（大熊町・双葉町・葛尾村）、新しい地域の創造（飯館村・楢葉町・川内村）、町村民の総力結集（浪江町・飯館村）など、複数の自治体で類似した基本理念が掲げられた。

基本目標は川内村を除く7自治体が掲げた。基本理念と同様に、安心・安全の確保（大熊町・富岡町・楢葉町・葛尾村）、子どもたち・次世代への地域継承（双葉町・浪江町・飯館村・楢葉町）、町村民のきずな・つながりの維持（双葉町・飯館村）など、複数の自治体で類似した基本目標が掲げられた。このことから、放射能汚染と広域避難という現状への危機感を、複数の自治体が共有していたと推察される。他方で脱原発という政治的争点を掲げた浪江町、地域間の広域的連携という復興手法のアイデアを掲げた楢葉町など、独自の基本目標を掲げた自治体もみられた。また大熊町は財物補償、除染、町村外復興拠点など、より具体的な目標を掲げた。

町村外復興拠点を第一次復興計画に位置づけたの

表2 第一次復興計画における復興の理念・目標

地域類型（山川 2021）	大熊町	双葉町	富岡町	浪江町
復興スローガン (基本理念)	3	3	3	3
復興スローガン (基本目標)	あなた自身と、まちの再建・復興を目指して 短期的取り組み 1. 再建の柱となる財物補償を早期に実現する 2. 安心して暮らせるための住居環境を確保する 3. 安全・安心して学べる教育環境を確保する 4. ふるさと大地を取り戻すための効率的で無駄のない除染を実施する 5. 町民ニーズに根ざした計画を策定する 中期に向けた取り組み 1. 会津若松市の現拠点の維持強化を図る 2. 大川原地内に除染・治安維持の拠点を設ける 3. いわき市周辺に拠点（町指定地）を設ける 4. 除染をし、将来、自然の大処を取り戻す	“町民一人ひとりの復興”と“町の復興”をめざして 1. 生活再建の決意：暮らしの復興をめざしてみんなで頑張ろう 双葉町 2. 町民のきずな・結びつき：つなげよう つながろう 双葉町 3. 町の再興への決意：子どもたちの未来のためにとりもどそう 美しいふるさと双葉町	なし 1. 今の生活の不安を軽減し、安心して帰りたくなる環境を整える 2. 震災・原発事故を契機に從前のまちづくり課題を解決し、安全・安心で新たな魅力を備えた「ふるさと富岡」をかたちづくる 3. 当面帰還できない町民の心の健康を守り生活を再建する	みんなでともに乗り越えよう 私たちの暮らしの再生に向けて～未来につなぐ復興への想い～ 1. すべての町民の暮らしを再建する～どこに住んでもいても浪江町民～ 2. ふるさとなみえを再生する～受け継いだ責任、引き継ぐ責任～ 3. 被災経験を次代や日本に生かす～脱原発、災害対策～
町村外復興拠点の位置づけ	あり	あり	あり	あり
地域類型（山川 2021）	楢葉町	飯館村	葛尾村	川内村
復興スローガン (基本理念)	3	2	2	1
復興スローガン (基本目標)	地震・津波災害と原子力災害を克服し、より健康で暮らしやすい、新しい植葉の壁をつくる ～住む人すべてが安心して健康に暮らす、先進モデルの町を目指して～	みんなで創ろう 新たな「いいなた」を～「までの力」を結集して～	村民一人ひとりの生活再建と、ふるさと「かつらお」の榮栄をめざして	新生かわうち創造の壁を築く
町村外復興拠点の位置づけ	なし	なし	なし	あり

出典：各自治体の復興計画を参照して筆者作成

は、5自治体（大熊町・双葉町・富岡町・浪江町・川内村）であった。8自治体が第一次復興計画を策定した2011年から2013年上半期の時点では、住民の帰還が早期に可能な状況ではなく、町村外復興拠点の整備は自治体にとって現実的な選択肢であった。

ただし2013年上半期以降、第二次計画を策定する段階になると、町村外復興拠点の整備方針を見直した自治体もみられた。土方吉雄は2015年度までの各自治体の復興計画策定状況、復興事業の進捗状況から「放射線汚染被害の大きい大熊町・双葉町・富岡町・浪江町・飯館村・葛尾村の6自治体が町外コミュニティの設置に取り組んでいる」と指摘した。8自治体が第一次復興計画を策定した2011年から2013年上半期と比較すると、飯館村・葛尾村が新たに町村外復興拠点の位置づけを明確にし、一方で川内村は取り下げたことがわかる。土方は、避難期間中の居住地、居住形態、住民意向調査の結果、避難住民の受入先自治体との調整状況などをふまえて、自治体は町村外復興拠点の整備方針を見直していると指摘して、大規模集中型から復興公営住宅の整備を中心とする分散型に見直した大熊町・富岡町を例示した²¹⁾。

なお川内村では第一次復興計画にて「将来人口5000人構想」が掲げられ、村外復興拠点を整備するのではなく、双葉地方の廃炉・除染関連企業を誘致することで避難住民の雇用を確保して、避難住民を村内に受け入れる方向性で拠点整備が検討されていた。しかし、双葉地方の避難住民が入居する復興公

営住宅がいわき市等に集中して整備されたことから、村行政の方針は新住民の受け入れに変わった²²⁾。

続いて、8自治体の策定委員会の構成と復興計画策定過程の住民参加手法を分析した（表3）。策定委員数は20名（大熊町）から103名（浪江町）と差異がある。特筆すべきは浪江町である。浪江町では2007年の馬場有町長就任以来、住民協働のまちづくりを柱に町政を進めてきた経緯があり、復興計画を町民主体で策定することが抵抗なく受け入れられた²³⁾。馬場氏は第一次計画策定時の町長である。浪江町の策定委員会の構成には、震災前からの町長の住民参加に対する意向が反映されていると推察される。

次に策定委員の属性は、①町村職員⁽¹⁾、②有識者・オブザーバー（大学・研究機関の研究者、町村議會議員、国・県の担当者等）、③民間諸団体・公募（行政区・産業団体・民間企業・PTA・公募等）に分類可能である。①町村職員の比率が低く、③民間諸団体・公募の属性が多様であるほど、住民参加の水準が高いと考えられる。復興計画・行政資料から委員構成の情報が得られなかった川内村・葛尾村を除く6自治体の町村職員比率を確認すると、町村職員が最大勢力となる自治体（大熊町・富岡町・飯館村）と、町村職員比率が20%以下と低い自治体（双葉町・浪江町・楢葉町）⁽²⁾に大別された。さらに、③民間諸団体・公募の属性は自治体ごとに多様であるが、全町村避難を実施した自治体の特徴を反映して、避難先自治組織・避難住民代表を策定委員とした自治体

表3 第一次復興計画の策定過程における住民参加

	大熊町	双葉町	富岡町	浪江町
地域類型（山川 2021）	3	3	3	3
策定委員数	20	45	23	103
策定委員の属性 ※ () は人数	町職員 (12) 町民代表 (8) ※町民代表は、町民アンケートで募った希望者から、性別・年代などのバランスや、活動履歴などを総合的に判断して町行政が選出	有識者 (5) 町職員 (8) 町議会 (2) 行政区 (2) 避難先自治組織 (2) 商工団体 (3) 民生団体 (2) 農業関係者 (3) 教育委員会・学校 (4) PTA (3) 医療福祉機関 (3) 若者代表 (5) その他 (3)	有識者 (1) 町職員 (13) 国・県 (4) その他 (5)	有識者 (6) 町職員 (18) 避難先自治組織 (1) 行政区 (15) 産業団体 (15) 民生団体 (4) 商工業者 (8) PTA (2) NPO (3) 教育委員会・学校 (2) 公募 (21) 国・県 (2) その他 (6)
策定委員の町村職員比率	60.0%	17.8%	56.5%	17.5%
住民参加手法	・行政区長会、町の各種団体の長への計画案の説明 ・町民アンケート	・「7000人の復興会議」 ①ワークショップ会議、 ②インターネット会議、 ③みんなでまちづくりノート ・住民意向調査	・町民アンケート	・パブリックコメント ・町民アンケート
	楢葉町	飯館村	葛尾村	川内村
地域類型（山川 2021）	3	2	2	1
策定委員数	41	30	26	非公開
策定委員の属性 ※ () は人数	有識者 (6) 行政区 (4) 産業団体 (4) 民間企業 (4) 教育委員会・学校 (2) PTA (4) 医療福祉機関 (1) 国・県 (2) 町民代表 (13) その他 (1)	有識者 (5) 村職員 (9) 村議会 (4) 行政区 (1) 避難先自治組織 (3) 産業団体 (2) 復興まちづくり団体 (1) PTA (1) 避難住民代表 (2) 国・県 (2)	公募 (4) その他 (22) ※その他の内訳・詳細は不明	非公開
策定委員の町村職員比率	0.0%	30.0%	不明	不明
住民参加手法	・パブリックコメント ・町民アンケート	・住民懇談会 ・村民アンケート	・パブリックコメント ・住民意向調査 ・住民懇談会	非公開

出典：各自治体の復興計画を参照して筆者作成

もみられた（双葉町・浪江町・飯館村）。ただし、これらの自治体も避難先自治組織・避難住民代表は5名以下に留まっており、避難者数や避難先地域の多様性をふまえると、策定委員に占める避難先自治組織・避難住民代表の割合は高いとはいえない。

住民参加手法については、復興計画の策定にあたってワークショップや住民懇談会等、住民の直接参加の機会を設けた自治体（双葉町・飯館村・葛尾村）と、住民代表との調整、パブリックコメント・住民アンケート等の間接的な参加機会のみを設けた自治体（大熊町・富岡町・浪江町・楢葉町）に大別された。ただし、本節は第一次復興計画時点の住民参加の状況・水準の分析に留まり、復興計画策定過程を通じて同様の状況・水準とは評価できない。例えば富岡町の第一次計画では住民参加の水準が低かったが、第二次計画（2015年6月策定）では復興過程で台頭した新たな住民リーダーを含め、住民から公募した30名が策定委員に就任し、町行政は第一次計画とは異なる住民参加手法を適用した¹⁶⁾²⁴⁾。この例から、復興計画の策定過程における住民参加も時間の経過や何らかの契機により変化する可能性があり、時系列変化を分析する必要があることが示唆される。

5. 飯館村の復興計画策定過程の時系列比較分析

飯館村は1956年に大館村と飯曾村が合併して誕生した自治体であり、原発事故前は稻作、畜産・花卉・野菜・菌茸生産が盛んな山間地域の農村であった。事故前の人口は6,209人（2010年国勢調査）であった。

事故前の飯館村は、「までいライフ」をコンセプトに掲げて²³⁾、村民参加型の村づくりを進めていたことで知られていた。事故前の村行政にとっての村政運営のパートナーであり、村民参加の基盤となっていたのが、地縁組織の行政区であった。飯館村では、1994年に策定された第四次総合振興計画の策定過程で、村内の20行政区が行政区単位でワークショップを開催し、住民の意見を集約して地区別計画を策定した。地区別計画の事業化のため、村行政は各行政区に1000万円の地域づくり交付金を拠出した。同交付金は行政区の活動に使われていた。行政区による地区別計画と地域づくり交付金制度は、第五次総合振興計画（2004年6月策定）にも継承され、計画面・予算面で村民参加を支える基盤となった²⁵⁾。

他方、人事面で村民参加の基盤となったのが、1983年に導入されたコミュニティ担当職員制度である。本制度は地元出身の村役場職員が20行政区を担当し

て、村行政と行政区との連絡調整、地区別計画推進の支援、行政区の活動支援等を行うものである。地区別計画の策定・推進を目的としたワークショップの運営を地区担当職員が担っていたことから、本制度は行政区単位の村民参加の促進に寄与していた²⁶⁾。

事故後、飯館村は2011年4月21日に全域が計画的避難区域に指定され、村行政は福島市の飯野出張所に役場を移し全村避難を実施した。2011年10月1日時点の避難者数は6,164人（避難率99.3%）となった。2017年3月31日に帰還困難区域の長泥地区を除いて避難指示が解除され、その後村民の帰還が進んでいるが、2022年1月1日時点の村内居住者数は1,476人（2010年人口を基準とする居住率：23.8%）に留まる⁴⁾。

飯館村は2012年から2015年にかけて毎年、復興計画を改定した。本節では事故前の飯館村の地域史をふまえて、飯館村の復興計画に記載された復興の理念・目標と、復興計画の策定プロセスにおける住民参加の時系列変化を分析する。表4に、飯館村の復興計画第1版（2011年11月）から第5版（2015年6月）に記載された復興の理念・目標を示した。

復興スローガンについては、第1版から第5版まで一貫して事故前の総合振興計画のスローガンである「までい」が明記された。第1版の首長あいさつでは、「これまでの村づくりの実践を通じて育まれた村のうちそとの『までいの力』を結集し、より力強く、より明るく、よりしたたかに、『までい』に生きていく新たな『いいたて』を目指します」との記述がある。ここから、事故前の村づくりの理念・目標が復興計画に継承されるとともに、「新しい地域の創造」を目指す方針が掲げられていることがわかる。なお第2版から第4版の基本理念には特徴がみられないが、第5版では「ネットワーク型の新しいむらづくり」という新たな復興方針が掲げられた。基本目標

は第1版に設定された目標が第5版まで継承された。

着目すべきは村外復興拠点の位置づけである。第1版では位置づけがなかったが、第2版では「村外子育て拠点（仮称）」の整備が掲げられた。村行政が避難先自治体と連携を進め、避難先の仮設小学校・中学校・幼稚園が集まる仮設校舎周辺に復興公営住宅・公民館・屋内遊び場等を配置して、村外に子育ての環境を整備する方針である。本拠点の整備構想は2014年8月31日に「復興公営住宅飯野町団地」が完成したことをもって実現した⁵⁾。そして第5版では、村外復興拠点が位置づけられなくなった。

飯館村の復興計画では第2版に帰村のための村内復興拠点整備を目指す「新までいな村構想」が掲げられた。第3版（2013年4月）では、2012年10月に設置された新までいな村構想推進準備委員会（後述）により、草野・飯樋・白石の三地区を村内拠点として、公共施設・村営住宅を整備するという検討結果が示された。第4版では深谷地区を新拠点として、同地区にて再生可能エネルギー導入（メガソーラーの整備等）、農業関連施設・公共施設の配備を進める「スマートビレッジ構想」が提示された。第5版では深谷地区に整備する道の駅「までい館」の機能と役割、運営の担い手に関する検討結果が示された。

第2版から検討された村内復興拠点の整備は、事業・予算の規模から、名実ともに復興計画の重点プロジェクトであった。第2版から第5版にかけて村内復興拠点整備が具体化していくなか、第5版では復興計画に村外復興拠点が位置づけられなくなり、「避難者支援・村外復興拠点整備」から「帰還者支援・村内復興拠点整備」を優先する方針が明確になった。

次に、飯館村の復興計画で適用された住民参加の時系列変化を分析した（表5）⁶⁾。策定委員会について、第1版と、第2版から第5版では以下の2点が異な

表4 飯館村の復興計画における復興の理念・目標

	第1版（2011年12月）	第2版（2012年8月）	第3版（2013年6月）	第4版（2014年6月）	第5版（2015年6月）
復興スローガン (基本理念)	みんなで創ろう 新たな「いいたて」を～「までいの力」を結集して～	復興の着実な実現に向けて	4つの重点施策の推進	までの村に陽はまた昇る	ネットワーク型の新しいむらづくり
復興スローガン (基本目標)	1. 生命（いのち）をまもる 2. 子どもたちの未来をつくる 3. 人と人とがつながる 4. 原子力災害をのりこえる 5. までいブランドを再生する	1. 生命（いのち）をまもる 2. 子どもたちの未来をつくる 3. 人と人とがつながる 4. 原子力災害をのりこえる 5. までいブランドを再生する ※第1版・第2版と共に ・戻りたい人 ・戻りたくとも戻れない人 ・戻らない人 各々への支援方針を提示	※第1版・第2版と共に	※第1版～第3版と共に	※第1版～第4版と共に
村外復興拠点の位置づけ	なし	あり	あり	あり	なし

出典：飯館村『いいたてまでいな復興計画』（各版）を参照して筆者作成

る。第一に、民間諸団体・公募の委員数と委員構成である。第1版では行政区・避難先自治組織・産業団体・復興まちづくり団体・PTAなど、様々な団体の代表者が10名、策定委員会に参加した。しかし、第2版以降は産業団体（農協・商工会）と、震災前の総合計画策定委員の計4~5名に留まり、団体代表者の策定委員会への参加が限られた。第二に、復興計画の版を重ねるごとに策定委員に占める有識者・オブザーバーの比率が高くなる傾向がみられた。

特に第3版以降、村外企業・コンサルタントの比率が高くなった。この背景には、第2版で村内復興拠点として新までいな村構想とスマートビレッジ構想が掲げられ、同拠点で再生可能エネルギーの導入・事業化、インフラ・復興住宅の整備、情報発信等の推進が複合的に検討されたことがある。新までいな村構想推進準備委員会には「再生可能エネルギー分科会」「インフラ整備・復興住宅分科会」「記録と伝承・情報発信分科会」が設けられた。村外企業・コンサルタントはこれらの分科会を主導して構想の具体化を進め、策定委員会に各種プロジェクトを提案した。新までいな村構想推進準備委員会の事務局は、第1版から第5版まで一貫して復興計画策定支援業務を受注した（株）三菱総合研究所と、新までいな村構想・スマートビレッジ構想の推進に先立ち2012年8月31日に村と復興事業への協力に関する協定を締結した（株）東芝の東北復興推進室が務めていた⁽⁷⁾。

復興計画策定過程における住民参加手法について、村行政は第1版～第5版の策定時に、住民懇談会や行政区・仮設住宅自治会との懇談会など、住民の直接参加の機会を設けた。特に住民懇談会は、第1版策定の2011年12月までに住民の避難先各所で計17回開催された⁽²⁸⁾。しかしながら、各懇談会では参加住民から村行政に対して「村行政は決まったことを説明するだけで、住民の意見を聞いてくれない」との批判が挙げられた⁽²⁹⁾。この反省から、第4版の策定過程では、2013年7月・10月と2014年1月に計3回、全行政区を対象に「行政区地域づくりワークショップ」が開催され、住民の直接参加のもとで、行政区毎に、放射性物質対策、帰村後の生活支援、住環境の整備、子育て支援、高齢者支援、農業の再開等の多様な生活課題がボトムアップの方法で抽出され、地区別計画が策定された⁽³⁰⁾。ワークショップは第四次総合振興計画時をふまえて実施された、事故前の村民参加型の村づくりの一端が發揮された取組と評価できる。

6. 結論と考察

本論文では、福島第一原発事故後に全町村避難を実施した被災自治体の復興計画を比較分析した。得られた知見は以下の通りである。

第一に、復興スローガン（基本理念・基本目標）は複数の自治体で類似していた。ただし、復興の目標としての町村外復興拠点の位置づけは、自治体間

表5 飯館村復興計画の策定過程における住民参加

	第1版（2011年12月）	第2版（2012年8月）	第3版（2013年6月）	第4版（2014年6月）	第5版（2015年6月）	
策定委員会	策定委員数 30	19	25	22	37	
	村職員（数） 9	5	5	6	8	
	有識者・オブザーバー（数） 11	9	15	12	24	
	民間諸団体・公募（数） 10	5	5	4	5	
	委員の構成	有識者（5） 村職員（9） 村議会（4） 行政区（1） 避難先自治組織（3） 産業団体（2） 復興まちづくり団体（1） PTA（1） 避難住民代表（2） 国・県（2）	有識者（4） 村職員（5） 村議会（2） 産業団体（2） 住民代表（3） ※震災前の総合計画策定委員会・県（2）	有識者（6） 村職員（5） 村議会（2） 産業団体（2） 住民代表（3） ※震災前の総合計画策定委員会・県（2）	有識者（4） 村職員（6） 村議会（2） 産業団体（2） 住民代表（2） 国・県（2）	有識者（10） 村職員（8） 村議会（2） 産業団体（2） 住民代表（3） 国・県（3） 村外企業・コンサルタント（9）
	策定委員の有識者・オブザーバー比率 36.7%	47.4%	60.0%	54.5%	64.9%	
	策定委員の村職員比率 30.0%	26.3%	20.0%	27.3%	24.3%	
	住民参加手法 ・住民懇談会 ・村民アンケート	・住民懇談会	・行政区懇談会 ・避難先自治体住民への説明会（福島市主催、2012年9月25日「飯館村復興計画等にかかる福島市飯野地区への説明会」など）	・村民アンケート ・行政区・仮設住宅自治会懇談会 ・行政区地域づくりワークショップ	・村民アンケート ・行政区・仮設住宅自治会懇談会	

出典：飯館村『いいたてまでいな復興計画』（各版）を参照して筆者作成

で差異がみられた。また、飯館村のように第一次復興計画で町村外復興拠点の構想・整備方針を掲げた自治体であっても、国や避難住民を受け入れた周辺自治体の復興制度・復興方針の影響を受けて第二次以降の復興計画では構想・整備方針を取り下げるなど、時間の経過と復興過程の進捗のなかで町村外復興拠点の位置づけが変容しうる点が示唆された。

第二に、復興計画策定過程の住民参加について、策定委員会の構成と住民参加手法は自治体間で差異がみられた。委員会の構成は町村職員が最大勢力となる自治体と、町村職員比率が低い自治体に大別された。住民参加手法は、直接参加の機会を設けた自治体と、間接的な参加機会を設置するに留まった自治体に大別された。また飯館村の事例から、策定委員会の構成と住民参加の実施状況は、時間経過と復興状況の進捗のなかで変容しうる点が示唆された。

第三に、飯館村における復興計画策定過程では、村外企業・コンサルタントが一貫して事務局機能を担い、復興関連プロジェクトの提案をしていた。ここから、被災自治体の復興計画策定過程で、村外企業・コンサルタントが政策形成・政策実施の両面で影響力を行使しうることが示唆された。

以上の知見をふまえて、福島第一原発事故の被災自治体が策定した復興計画の特徴を考察する。第一の知見に関して、被災自治体が復興計画で掲げた復興の理念・目標は、避難指示区域の設定・再編・解除および「被災地の復興＝場所の再生」を目指す政府の復興政策の方針から自由ではない。政府の復興政策の影響を受けつつも、被災自治体は復興過程で、住民の意向や避難住民を受け入れた周辺自治体との調整状況をふまえて、町村外復興拠点（町村外コミュニティ）というオルタナティブな復興の理念・目標を維持するか、断念するかという判断を下していた。結果、被災自治体の復興計画に掲げられた復興の理念・目標は自治体間で異なるものになった。

第二の知見は、福島第一原発事故の被災自治体における住民参加の低調さを指摘する先行研究の評価が、復興計画の策定過程で生じる自治体間の差異を捨象した、やや一面的なものであったことを示唆している。福島第一原発事故の被災自治体においても、災害前における住民参加の実施状況を確認したうえで、復興過程における住民参加の状況・水準が自治体間でいかに異なるかを観察・分析する必要がある。

第三の知見に関して、福島第一原発事故の被災自治体では復興計画策定後に特定地区における復興事業・プロジェクトが進むなか、専門知識や技術を有

する有識者・オブザーバーの役割が相対的に大きくなり、住民を代表する民間諸団体や公募委員が参画する余地が少なくなることが懸念される。地域社会の災害復興における専門知と地域知の分断を回避するためにも¹⁹⁾、特定地区における復興事業・プロジェクトが進むなかでも、策定委員会における住民代表者の割合を確保する必要があるのではないか。

福島第一原発事故の被災自治体が策定した復興計画は、長期にわたる環境汚染の影響、広域避難にともなう場所と人の不一致という前提条件のもとで、「被災地の復興＝場所の再生」を目指す政府の復興政策の方針に影響を受ける。福島第一原発事故の被災自治体が策定した復興計画は、計画策定過程の住民参加を通じて、自治体と住民が合議と譲歩を重ねるなかで、復興の理念・目標と住民参加の形態が揺らぎ続けることに特徴づけられる。この点は自然災害の被災自治体が策定する復興計画にも共通するとはいえ、福島第一原発事故の被災自治体が策定した復興計画により顕著な特徴ではないかと考えられる。

謝辞

本研究はJSPS科研費（JP19K13901・JP19H00613）の助成を受けたものである。

補注

- (1) 行政区長・教育長等の非常勤特別職は町村職員に含めていない。また学校（教員）は公立学校の場合は町村職員であるが、教育分野の代表者の性格が強いとみなされることから、町村職員に含めていない。
- (2) 楢葉町では策定委員に町村職員は含まれていないが、策定委員会の庶務は職員が担当している。なお楢葉町の策定委員会については復興計画本文に記載がなかったため、楢葉町復興計画検討委員会設置要綱を参照した（<https://tinyurl.com/56h6ddfe>、2022年1月31日取得）。
- (3) までいとは飯館村の方言であり、「丁寧に」「大事に」「思いやりをもって」などの意味をもつ。
- (4) 避難者数に関する情報は、飯館村ホームページ「避難状況」（<https://www.vill.iitate.fukushima.jp/life/6/25/94/>、2022年2月2日取得）を参照した。
- (5) 同団地は、福島市飯野町の工場跡地に整備された23戸の復興公営住宅で構成され、団地住民と飯野町の住民が交流できる集会所も併設された。詳細は飯館村ホームページ「災害公営住宅「飯野町団地」が完成」<https://www.vill.iitate.fukushima.jp/site/photonews/180.html>、2022年2月4日取得）を参照されたい。
- (6) 表5の作成にあたり、公開された復興計画以外の資料か

- ら情報を補足した。復興計画第3版・第4版には策定委員会名簿の記載がなく、2022年3月15日に飯館村づくり推進課に電子メールで依頼して、名簿を取得した。また住民参加手法は第1版（2011年11月）から第5版（2015年6月）の間に公表された『広報いいたて』全号と飯館村（2015）²⁷⁾を参照して、村民アンケートの実施状況、住民懇談会の開催状況等を確認した。
- (7) 2020年8月4日に筆者が実施した飯館村産業振興課のインタビュー調査及び、調査時に同課に許可を得て閲覧した「新までいな村構想推進準備委員会名簿」より。

参考文献

- 1) 高森順子（2018）東日本大震災における復興計画策定・運用プロセスの分析、総合政策研究, Vol.55, pp. 53-62.
- 2) 饗庭伸・澤田雅浩（2012）復興計画を読む、季刊まちづくり, Vol.34, pp.39-46.
- 3) 松井望（2015）復興計画の設計と運用、小原隆治・稻継裕昭編『震災後の自治体ガバナンス』、東洋経済新報社, pp.215-234.
- 4) Berke, P. R. and T. J. Campanella (2006), Planning for Postdisaster Resiliency, *The ANNALS of the American Academy of Political and Social Science*, Vol.604, No.1, pp.192-207.
- 5) 佐藤翔輔・今村文彦（2013）東日本大震災における震災復興計画の巨視的分析——岩手県・宮城県の沿岸市町村を対象にして、自然災害科学, Vol.31, No.4, pp.305-315.
- 6) 川崎興太（2021）福島復興の10年間と復興期間後の課題、川崎興太編著『福島復興10年間の検証——原子力災害からの復興に向けた長期的な課題』、丸善出版, pp.7-45.
- 7) 高木竜輔・川副早央里・松蔭祐子・辻岳史（2020），原発事故被災地域の災害過程・復興過程、科学研究費基盤A『大規模災害からの復興の地域的最適解に関する総合的研究・2019年度研究成果報告書』。
- 8) Gomi, K. (2021) Impact of TEPCO Nuclear Accident and Associated Evacuation to the Demography in Fukushima, *Global Environmental Research*, Vol.24, No.2, pp.217-225.
- 9) 山川充夫（2021）原発避難指示区域と地域経済——福島県市町村民所得経済計算から、山川充夫・初澤敏生編著『福島復興学Ⅱ——原発事故後10年を問う』、八朔社, pp.262-294.
- 10) 小林秀行（2017）復興スローガンは何を表そうとしたのか——東日本大震災における復興計画を事例として、自然災害科学, Vol.36, No.2, pp.184-187.
- 11) 牧紀男（2013）復興の防災計画——巨大災害に向けて、鹿島出版会。
- 12) 間野博（2016）原発事故避難指示区域の復興計画の特殊性と課題、日本建築学会東日本大震災における実効的復興支援の構築に関する特別調査委員会編『東日本大震災における実効的復興支援の構築に関する特別調査委員会最終報告書・福島編』, pp.ii-63-ii-68.
- 13) 今井照（2016）自治体職員と役場のレジリエンス、今井照・自治体政策研究会編『福島インサイドストーリー——役場職員が見た原発避難と震災復興』、公人の友社, pp.171-212.
- 14) 丹波史紀（2019）ふくしま原子力災害からの複線型復興へ、丹波史紀・清水晶紀編著『ふくしま原子力災害からの複線型復興——一人ひとりの生活再建と「尊厳」の回復に向けて』、ミネルヴァ書房, pp.1-19.
- 15) Phillips, Brenda D. (2016) *Disaster Recovery (Second Edition)*, New York, CRC Press.
- 16) 金井利之（2021）復興計画と町政構造の「復興」、高木竜輔・佐藤彰彦・金井利之編著『原発事故被災自治体の再生と苦悩——富岡町10年の記録』、第一法規, pp.147-173.
- 17) 内閣府防災担当（2012）『東日本大震災における被災地方公共団体の復興計画の分析調査報告書』。
- 18) 秋田典子（2014）復興計画における住民の意思反映、日本都市センター編『被災自治体における住民の意思反映——東日本大震災の現地調査・多角的考察を通じて』, pp.71-89.
- 19) 松岡俊二（2021）原子力災害からの創造的復興を考える——ポスト・トランス・サイエンスの時代における福島復興と1F廃炉、アジア太平洋討究, Vol.42, pp.1-20.
- 20) 石田仁（2021）大熊町で起きたこと、起きていること、今井照・自治総研編『原発事故 自治体からの証言』、筑摩書房, pp.51-137.
- 21) 土方吉雄（2016）復興まちづくりの様相、日本建築学会東日本大震災における実効的復興支援の構築に関する特別調査委員会編『東日本大震災における実効的復興支援の構築に関する特別調査委員会最終報告書・福島編』, pp.ii-11-ii-16.
- 22) 藤原遙（2021）企業誘致と自治体の行財政、川崎興太編『福島復興10年間の検証——原子力災害からの復興に向けた長期的な課題』丸善出版, pp.107-119.
- 23) 宮口勝美（2021）浪江町で起きたこと、起きていること、今井照・自治総研編『原発事故 自治体からの証言』筑摩書房, pp.139-233.
- 24) 松蔭祐子（2016）原発避難者の生活再編と地域再生の課題——福島県富岡町の事例から、日本都市社会学会年報, Vol.34, pp.25-39.
- 25) 松野光伸（2011）飯館村における地域づくりの展開、境野健児・千葉悦子・松野光伸編著『小さな自治体の大きな挑戦——飯館村における地域づくり』、八朔社, pp.39-73.
- 26) 松野光伸（2011）「協働の地域づくり」と職員参加、境野健児・千葉悦子・松野光伸編著『小さな自治体の大きな挑戦——飯館村における地域づくり』、八朔社, pp.214-231.
- 27) 飯館村（2015）『東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故被災の記録（第2版）までいの村に陽はまた昇る——飯館村全村避難4年半のあゆみ』。
- 28) 千葉悦子・松野光伸（2012）『飯館村は負けない——土と人の未来のために』岩波書店。
- 29) 佐藤彰彦（2013）計画的避難・帰村・復興をめぐる行政・住民の葛藤、社会政策, Vol.4, No.3, pp.38-50.
- 30) 守友裕一（2016）営農再開と地域再生——福島県飯館村における村と村民の対応、農村計画学会誌, Vol.34, No.4, pp.423-427.